

2022.2.16

会員各位

平素より毎々格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。
最近のトピックスをお伝えいたします。

◆令和3年度保育士等処遇改善臨時特例事業のFAQが更新される◆

すでに自治体からの案内等によりご承知のことと存じますが、2月4日に令和3年度保育士等処遇改善臨時特例事業のFAQの修正・追記版が公表されました。

修正・追記されたものから、特に目新しいものや留意が必要なものなどを下記にお示しいたします。

【対象職員】

- ・育児休業を取得予定の職員も対象となるが、通常、育児休業中は給与が支払われないため、この場合の育児休業期間に係る賃金改善額は0円となる。
- ・「賃金改善部分」の処遇改善について、法人役員を兼務する施設長は対象外となっており、役員報酬を受け取っていない場合も対象外となる。
- ・「賃金改善部分」の処遇改善について、勤務する施設・事業所ではない別法人の役員を兼務している場合、勤務する施設・事業所では経営判断に携わる者ではないことから、対象とすることができる。
- ・「賃金改善部分」の処遇改善について、「法人役員を兼務する施設長は対象外」とあるが、「施設長以外の職員」が法人役員を兼務している場合は対象として差し支えない。

→育児休業の取得前までに支給したいと考える場合もありますが、対象期間が0となるため、計画時点で他の方への配分方法にも影響が出るため、配分案の検討の際に注意が必要です。

【補助要件】

ここでは、追記された2-3のQ&Aについて、当法人の協力会社より内閣府に問い合わせた内容について、お知らせいたします。

Q：月額で支払わない賃金改善部分の合計額1/3については、月額の増額に伴い、超過勤務手当がアップした部分を含むのか。また、超過勤務手当「等」は、事業期間の9月

までに支払う一時金と捉えてよいか。

A：賞与、超過勤務手当、一時金などが考えられる。2/3以上は、基本給又は毎月決まって支払われる手当とするが、実際に事業終了後に補助額に残額が発生した場合、返還が前提となる。ただし、期間中（9月まで）に賃金規程等を改定し、発生が見込まれる残額を追加的な賃金改善に充てることも可能。

→一時金支払いの都度理事会を開催することは現実的でないので、実務的には予め、一時金の支払いを想定した文言を3月時点で賃金規程に記載しておくことも考えられます。また月額を支払いはもし固定額を表記した場合には、補助額等に応じて変更が生じることができる文言としておくとも良いかもしれません。

【賃金改善額の算定方法等】

・分園を設置する保育所や認定こども園の補助基準額は、公定価格の基本分単価や処遇改善等加算Ⅰと同様に、中心園、分園それぞれの定員数に基づき算定し、賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書には分園分も含めてまとめて記入する。

→これにより、どの定員区分の単価を選ぶのかは分かりましたが、分園の調整（-10分の1）があるのかないのかが判然とせず、現在内閣府に照会中です。

上記以外にも、追記・修正されたもの等ございますので、詳細は下記 URL リンク先をご確認

ください。今後も FAQ が更新されていくものと想像されますが、国の早期の対応が待たれます。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業に係る FAQ (ver.2・令和4年2月4日時点版)

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r031223/faq-01-2.pdf>

(修正・追加問)

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r031223/faq-01-2b.pdf>

◆児童福祉施設等においても BCP（業務（事業）継続計画）策定が努力義務化か◆

1月31日付で、厚労省子ども家庭局下の検討会「児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会」の報告書が公表されました。

感染防止対策について、見直しの必要性和児童福祉施設について講ずべき措置として、

障害児入所施設以外の児童福祉施設については、平時における感染症のまん延防止等の観点から、その職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならないこととする必要があるとしたほか、こうした研修や訓練については、それらの具体的な内容が分かるよう通知やマニュアルによる具体化が必要ともまとめております。

「感染症流行時等の業務継続について」では、障害児入所施設等を含む障害福祉サービス等事業所においては、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、業務継続に向けた計画の策定、研修・訓練（シミュレーション）の実施等を義務化する規定が設けられているところであり、障害児入所施設を含めた他の社会福祉施設における

取組を踏まえれば、児童福祉施設においても、業務継続に向けた計画の策定を進めるべきである、と取組の必要性が述べられております。

具体的には、感染症流行時の業務継続の観点から、

- ① 業務を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める
- ② 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努める
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うとすることが必要であるとしています。

また、児童福祉施設側での業務継続計画の策定や地方自治体側での指導が円滑に行えるよう、

業務継続計画のひな形のようなものを求める指摘があったことから、こうしたものを国側から

示すことが必要であるとし、感染症だけでなく非常災害が発生した場合も想定した業務継続

計画の策定を求めています。

このほか、指導監査のオンライン化等についても提言がなされておりますので、下記 URL リンク先をご参照ください。

児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会 報告書

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23716.html

以下、厚労省等が公開している BCP ガイドライン等をご参考までにご案内いたします。

社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドラインなど

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

社会福祉施設等における BCP 様式および解説集

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000651586.pdf>

WAMNET BCP（業務継続計画）

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/dprevent/dprevent007.html>

※WAMNET のページから厚労省 HP にリンクに飛ぶ形ですが、説明資料や関連通知等が探しやすいページであるため、ご案内いたします。また、児童福祉施設のものはありませんが、介護施設・事業所や障害福祉サービス事業所向けの研修動画やガイドライン等が示されておりますので、ご参考までにご覧ください。

◆新型コロナの発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その6）◆

2月10日、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課より標記の事務連絡が発出されました。

これにより、今年度の決算及び来年度予算等に関連する社会福祉法人の運営（理事会・評議

員会及び所轄庁等への各種の報告等）についても、昨年度同様に柔軟に取り扱われること

となりました。

ただし、「資産の総額の変更の登記について」も柔軟に取り扱ってよいとはされておらず、この点には留意が必要です。

これについて、「例年通り追って事務連絡が出て、資産変更登記についても柔軟に取り扱われることとなるか」と厚労省福祉基盤課に照会したところ、「今年は確定申告なども伸びておらず、今のところその予定はない。そのため、『伸びるだろう』ではなく、通常通りの期限で済ませられるようにされたい」との回答がありました。このため、**現時点では、法令（組合等登記令第3条第3項）通り6月末までに資産変更登記を済ませる必要がありますので、その点ご注意ください。**

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その6）

<https://childcaresupport.net/wp-content/uploads/2022/02/20220210jimurenaku.pdf>

◆保育所サポートデスク第2回オンラインセミナーの動画配信について◆

2021年2月8日(火) 13:30~14:45 に実施いたしました、
保育所サポートデスク オンラインセミナー
事例報告から今後の園運営を考える
～「選ばれる園」から「地域に必要不可欠と思われる園」へ～

につきまして、
2022年3月10日(木)までの間、動画視聴をいただくことが可能となりましたので
URL等をご案内させていただきます。

https://zoom.us/rec/share/INFIA22OeQ1I5wexqREFnKLabcxh-upoPpZjlakXMKy7t11Yy5TwpVVUQBO4k7C7.6TOz4ZgQxh__z9qg
パスコード：rJj@L9*k

レジュメ(資料)は以下のURL(弊法人のHP)からダウンロードください。
[https://childcaresupport.net/wp-content/uploads/2022/02/](https://childcaresupport.net/wp-content/uploads/2022/02/document20220208.pdf) **【 sd.seminar 】**
[document20220208.pdf](https://childcaresupport.net/wp-content/uploads/2022/02/document20220208.pdf)

ご不明点等ございましたら、お気軽にお問合せくださいませ。

|||||
特定非営利活動法人 福祉総合評価機構
保育所サポートデスク事務局
〒160-0023
東京都新宿区西新宿 6-15-1 ラ・トゥール新宿 707
TEL 03-6279-0331 (代表) FAX 03-5909-3220
URL <https://childcaresupport.net/>
mail supportdesk@fukushi-hyouka.net
|||||